

都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

## 国民健康保険における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）については、患者負担の軽減や医療保険財政の健全化に資することから、普及促進に向けた取組が行われているところである。

こうした中で、医療行政の一端を担うとともに、高齢化による医療費の増加が見込まれ医療費の適正化が重要な課題となっている国民健康保険を始めとする各医療保険の保険者においても、その普及促進に向けた積極的な取組が求められているところである。

このため、国民健康保険における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進に当たっての留意点を下記のとおり取りまとめたので、その旨御了知の上、貴管内市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図り、運用に当たっては十分留意の上、遺憾なきを期されたい。

### 記

#### 1 具体的な普及促進策

##### (1) 「ジェネリック医薬品希望カード」の配布等について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用を医師や薬剤師にお願いしにくい場合等に被保険者証等とともに医療機関や薬局等に提示することにより、円滑に後発医薬品（ジェネリック医薬品）が処方されるよう、「適正なジェネリック医薬品をお願いします」、「私は、ジェネリック医薬品を希望します。」等と記載されたジェネリック医薬品希望カードを原則として全ての保険者において被保険者への配布を行うよう努めること。

ジェネリック医薬品希望カードの形態は、手帳、キーホルダー等カードに限るものではないが、被保険者証とは独立し、希望の意思が明示されるものとする。

配布等に必要経費には、カードやパンフレット等の作成・購入経費、配布時の郵送料等、広報経費等が想定されるが、それらの財源の一部については、市町村国保分は平成21年度の調整交付金の予算の範囲内で措置し、国保組合分は、国民健康保険特別対策費補助金の予算の範囲内で措置する予定であること。

なお、カードの見本等については、日本ジェネリック医薬品学会や日本ジェネリ

ック製薬協会等のホームページを参照されたいこと。

(2) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）を利用した場合の自己負担額の軽減の周知等について

被保険者に後発医薬品（ジェネリック医薬品）を利用した場合の自己負担額の軽減について周知するため、医療費通知の機会等を利用し、特に長期服用者で後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えた場合の自己負担額の軽減額が大きい方を対象に、後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えた場合の自己負担額の差額についても併せて通知する等被保険者の状況に応じた後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進の取組を行うよう努めること。

(3) 都道府県における支援について

都道府県においても、(2)のような医療費適正化に資する特長ある取組については、その経費の一部に対し都道府県調整交付金を交付するなど積極的な支援に努めること。

2 安定化計画における規定について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第68条の2に基づく指定市町村においては、特に1（2）の促進策に努めることとし、同条に基づく安定化計画において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進に係るその具体的取組についての計画を明記することとすること。

なお、安定化計画の作成指針（平成20年2月27日厚生労働省告示第34号）においても、安定化措置の内容として「後発医薬品の使用促進」を加える改正を行う予定であるので申し添える。

3 その他

都道府県で設置される後発医薬品安心使用促進のための協議会について、新たに保険者についても積極的に参加を求めるとされているところであり、各都道府県においては同協議会担当部局と連携を図るとともに、各保険者においては同協議会を運営している各都道府県より参加の依頼があった場合は、積極的に協力するよう努めること。

なお、国保保険者において1、2のような取組に努めることにかんがみ、国保直営診療施設においても後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進に配慮すること。